

長野県総合計画審議会 土地利用・事業認定部会

- 開催日時 平成26年9月8日(月) 午前10時30分から同11時20分
- 開催場所 県庁議会棟3階 第2特別会議室
- 出席委員 春日十三男委員(部会長) 中寫実香委員 野原莞爾委員

1 開会

- 企画振興部地域振興課 市川課長補佐兼土地対策係長から委員の出席状況を報告の上、長野県総合計画審議会条例に基づき会議が成立している旨を説明

2 あいさつ

- 企画振興部 原山部長からあいさつ

3 会議事項

(1) 長野県土地利用基本計画の変更について

- ア 佐久穂都市地域(新設)
- イ 松本農業地域(拡大)
- ウ 塩尻森林地域(縮小)

- 資料に基づき事務局より説明
(説明者)

- | | |
|----------------|----------------|
| ・ 企画振興部地域振興課 | 佐藤課長
中澤担当係長 |
| ・ 建設部都市・まちづくり課 | 坂下企画幹兼都市計画係長 |
| ・ 農政部農業政策課 | 平林課長補佐兼農地調整係長 |
| ・ 林務部森林政策課 | 小林森林計画係長 |

- 質疑
(春日部会長)

それでは、事務局から一括説明がございました審議事項アからウまでを通じて、ご意見、ご質問等がございましたらご発言をお願いします。

(野原委員)

資料1ページの佐久穂都市地域の記載に「白地地域」というのがありますが、これはどのようなものですか。

また、2ページの「変更後の他地域との重複状況」に「白地地域」の記載がないのはなぜかご説明いただきたいと思います。

(地域振興課 中澤担当係長)

「白地地域」とは、土地利用基本計画の五地域区分のいずれにも含まれていない地域のことです。例えば「ゴルフ場」とか「水面」だけの部分です。

佐久穂都市地域の予定地には、「白地地域」が現在16haありますが、今回、その部分も含め都市地域に指定しますので、その16haの部分は都市地域単独の指定になるということです。

(春日部会長)

ありがとうございました。他にいかがですか。

(中畠委員)

8ページの「変更部分の地目現況」に「建物」とありますが、これは住宅のことですか。

(地域振興課 中澤担当係長)

「建物」は、宅地として現在その上に建物が建てられ使われている土地で、住宅もありますし、商業の目的のものもあります。

(中畠委員)

今回、都市地域と農業地域を重複させるということは、そのようなところも農業地域にするということですか。

(地域振興課 中澤担当係長)

そうです。今回、農業地域を指定するのは面的な大きなエリアですので、実際の地目としては宅地があったり農地があったりということになります。

(中畠委員)

すると、現に住宅とか商業用建物が建っている土地も、農地転用等の規制の対象になるのですか。

(農業政策課 本田主査)

農地転用の規制の対象は、原則として農地利用している土地でありまして、既存の宅地は規制対象になりません。

(春日部会長)

(同じ記載箇所)「その他5ha」は、具体的にどんな利用がされている土地ですか。

(地域振興課 中澤担当係長)

空き地、公共用地等です。

(春日部会長)

他にどうでしょう。意見があれば。

意見がないようですので、部会としては、事務局の変更案のとおり承認することによるのでしょうか。

<異議なしの声>

(春日部会長)

それでは、変更案のとおり承認することといたしたいと思います。

(2) その他

(春日部会長)

本日の審議会は以上でございますけれど、その他、委員の皆さんから何かご質問、ご意見があればお出しいただきたいと思います。

発言がないようでございますので、最後に、国土交通省の鈴木専門調査官さんに、せっかくの機会でございますので、ご助言等があればお聞かせ願えればと思いますがいか

がでしょうか。

(国土交通省国土政策局総合計画課 鈴木専門調査官)
<あいさつ>

(春日部会長)

どうもありがとうございます。

本日の議事につきましては、以上を持ちまして終了させていただき、部会長としての勤めを終わらせて頂きます。

大変ありがとうございました。

4 閉会